

高福第560-2号
令和3年9月1日

関係団体の長 様

埼玉県福祉部高齢者福祉課長 岸田 正寿（公印省略）

埼玉県介護職員等永年勤続表彰の実施について（通知）

本県の高齢者福祉行政の推進につきましては、日頃格別の御協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、埼玉県では、多年にわたり職務に精励した介護職員等を知事が表彰する「埼玉県介護職員等永年勤続表彰」を実施しています。

つきましては、貴会会員への周知について御協力くださるようよろしくお願いいたします。

なお、事業の概要は別添を御参照いただくとともに、詳細については下記URLにて御確認ください。

記

【事業の詳細】

さいたま介護ねっと 新着情報（令和3年9月6日付け）

URL：<http://www.pref.saitama.lg.jp/a0603/kaigo-net>

担 当：介護人材担当 加藤・佐藤

電 話：048-830-3232（直通）

E-mail：a3240-18@pref.saitama.lg.jp

埼玉県介護職員等永年勤続表彰概要

1 目的

県内の介護施設等に勤務する介護職員等であって、多年にわたり職務に精励したものを知事が表彰することにより、当該職員を慰労するとともに他の介護職員等の勤務意欲を高め、もって介護職員等の定着率の向上を図ることを目的とする。

2 表彰対象者

県内の介護施設等に勤務する介護職員等（介護施設等に勤務する全ての職員）

例）介護職員、事務員、看護師、管理栄養士、調理師等

※ 常勤職員又は常勤職員に準ずる職員（週20時間以上勤務する者）

3 表彰の種類

（1）勤続10年表彰

介護施設等に勤務した期間が、通算して10年以上

※ 「通算して10年以上20年未満の者」の推薦も可

（2）勤続20年表彰

介護施設等に勤務した期間が、通算して20年以上

※ 「通算して20年以上の者全員」の推薦も可

4 基準日等

勤続期間の計算は、10月1日現在を基準として行う。表彰は翌年度に行う。

5 表彰候補者の推薦

表彰候補者は、当該職員が勤務する介護施設等の長が推薦する。

ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該基準を満たした年度の翌年度以降においても推薦することができる。

（1）現に勤務する介護施設等以外における勤務経歴があることが新たに確認された場合

（2）勤務期間の通算の対象となる身分や休業等があることが新たに確認された場合

（3）その他前各号に準ずるものとして、要綱第3条第1号又は第2号の基準を満たした年度の翌年度以降における推薦を認めることが適当である場合

6 欠格条項

次のいずれかに該当する者は、表彰を受けることができない。

（1）刑事事件に関して、現に起訴されている者又は禁錮以上の刑に処せられた者（刑の消滅した者を除く。）

（2）その他表彰することが適当でないと認められる者